

任意継続 被保険者制度のご案内

加入を希望される方は、下記をご確認の上、必ず事前にご本人から当組合へご連絡ください。

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-25-2-4 階
スターバックスコーヒージャパン健康保険組合
TEL03-5745-5894 FAX03-5745-5895

■ 任意継続被保険者になる時の要件

- 退職または契約時間減により資格喪失していること
- 退職日（資格喪失前日）までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
- 退職後は無収入（給与/自営業所得/不動産所得/株等の配当所得は一切なし）であること
- 資格喪失日（退職翌日）から20日以内に任意継続の申請が当組合に必着していること
- 初回保険料を当組合から送付する「任意継続保険料通知書」記載の納付期限までに納付していること
- 2回目以降の保険料は納付期限（毎月10日）までに納付すること

■ 任意継続被保険者をやめるときの要件

- 任意継続被保険者となった日から2年が経過したとき
- 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
⇒ 納付期限の翌日付で資格喪失となり、保険証が使用できなくなります。納付期限は厳守ください。
- 再就職や事業開始等で再び収入を得る見込みとなったとき ⇒ 当組合へご連絡ください。
- 後期高齢者医療の被保険者になった（75歳になった）とき

ご注意ください）国民健康保険への加入や、家族の被扶養者になるという理由では資格喪失できません。

■ 任意継続の保険料

「退職などによる資格喪失前の保険料の約2倍」または「当組合の前年度平均標準報酬月額額の保険料」のどちらか少額な方となります。実際の額は当組合へお問合せください。保険料率の変更等によって変わる場合があります。

■ 保険料の納付

はじめに当組合からお送りする「任意継続保険料通知書」に記載された各月の金額と納付期限をご確認の上、毎月1か月分を指定口座にお振込みください。各月の納付期限に1日でも遅れた場合は資格喪失となります。

ご注意ください）

- 初回保険料を「任意継続保険料通知書」に記載の期限までに納付しなかった場合、申請を取消します。
- 2回目以降の保険料は毎月1～10日の間に納付してください。
- 振込手数料は自己負担です。
- 保険料の自動引落は行っていません。
- 半年または1年分をまとめて納付する「前納制度」もございますが事前申請が必要です。
- 前納制度を申請していない方は、数か月分まとめてのお振込みはご遠慮ください。

■ 加入手続き

① 保険料の確認

必ず事前に加入する本人が当組合へお問合せください。保険料は各人で異なります。

② 国民健康保険／家族の健康保険扶養加入との比較

市役所等で国民健康保険料を確認し、任意継続保険料と比較してください。また、ご家族が国保以外の健康保険に加入されている場合は、扶養家族としてその保険に加入できる場合があります。ご家族から勤務先または加入保険組合(協会)にご確認ください。

③ 申請の連絡

②の確認後、任意継続を希望する場合は、再度当組合へご連絡ください。当組合にて退職(または契約時間減による喪失)の確認ができ次第、「任意継続資格取得申請書」と「任意継続保険料通知書」をご自宅へ送付します。

④ 申請書提出と初回保険料の納付

資格喪失日(退職翌日)から20日以内(必着)に、③の「任意継続資格取得申請書」を当組合へご提出ください。あわせて「任意継続保険料通知書」に記載された期限までに、初回保険料をお納めください。

⑤ 保険証の受領

申請書の到着と初回保険料の納付確認ができ次第、保険証をご自宅へ送付します。

- 引き続きご家族を扶養したい場合は、当組合までお問合せください。

■ 保険給付・保健事業

保険給付・保健事業とも在職中とほぼ同じ給付が受けられます。傷病および出産手当金は、任意継続加入時に継続給付要件を満たしている場合に受給可能です。

■ その他の届出

次に該当する場合は速やかに当組合へご連絡ください。

- 再就職や事業開始等で再び収入を得る見込みとなったとき
- 氏名変更
- 住所／電話番号の変更
- 保険証の紛失
- 扶養家族が他の保険に加入したとき